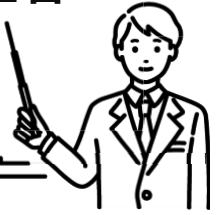




テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育 (学科のみ)開催します！

2024年2月1日

から特別教育の
実施が義務化!



貨物自動車で荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育対象業務に追加され義務化となりました。

これにより、事業者は業務に就かせる労働者に対し特別教育を実施する必要があります。

特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの操作の業務となりますが、稼働スイッチを操作することだけでなく、テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷や台車取扱い方法、保護の着用、テールゲートリフターの点検・整備の方法などの教育が必要です。

法令では学科4時間、実技2時間の教育を行うことになっておりますが、本講習は学科のみとなります。

実技については各事業場で行う必要があります。講習のなかで実技のポイントについて紹介いたします。

記

- 1, 日 程
- 1回目：2024年 5月26日(日) 9:20~14:30
2回目：2024年 6月 7日(金) 9:20~14:30
3回目：2024年 7月12日(金) 9:20~14:30

遅刻しますと受講できませんので、お気をつけください。

- 2, 会 場 (公社) 神奈川労務安全衛生協会 (横浜市中区相生町 3-63 ヤオマサビル)

JR関内駅北口、または みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩約5分
横浜市営地下鉄関内駅3番出口 徒歩約3分

- 3, カリキュラム
- テールゲートリフターに関する知識(1時間30分)

テールゲートリフターによる作業に関する知識(2時間)

関係法令(30分)

※本講習は、学科4時間のみの講習です。一部科目の省略は行いません。

実技講習は、各事業場での実施をお願いします。

- 4, 定 員 75名 (先着順に受付し定員になり次第締め切りとさせていただきます)

- 5, 受講料
- | | | |
|-----------|-------------------------|-----------|
| 会員 6,545円 | テキスト990円、安全作業ハンドブック165円 | 合計 7,700円 |
| 一般 9,845円 | テキスト990円、安全作業ハンドブック165円 | 合計11,000円 |

- 6, 申込み 協会ホームページからインターネットでのお申込み

または、申込書類をメール、またはFAX

ホームページはコチラ <https://roaneikyo.or.jp>

問合せ先 (公社) 神奈川労務安全衛生協会 ☎ 045-662-5965



NET割引
300円有り

